

比布町空き家等対策計画

平成 29 年 3 月

比布町

目次

第一章 本計画の背景と基本的な方針	1
（１）計画の背景	1
（２）比布町の状況	1
（３）本町の人口・高齢化率の推移等	2
（４）本計画の位置付け	2
（５）対象とする地区	3
（６）計画の期間	3
（７）対象とする空き家の種類	3
第二章 町が推進する空き家対策の取り組みについて	4
第三章 空き家の状況と課題	5
（１）全国及び道内の空き家の状況	5
（２）町内の空き家の状況	6
（３）町の空き家の課題	14
第四章 町の空き家の施策	15
（１）空き家等の適切な管理の促進に関する事項	15
（２）空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	16
（３）特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項	16
（４）空き家対策の実施体制に関する事項	17

第一章 本計画の背景と基本的な方針

(1) 計画の背景

近年、人口と世帯数の減少、高齢化等を背景に、日本全国で空き家が増加しています。空き家は、放火、不審者の侵入、自然災害による倒壊、衛生状態や景観の悪化等、近隣住民や地域全体に深刻な影響をもたらしており、本町においても危険性を有する空き家の問題が顕在化しています。特に放置された管理不全の空き家等については、行政として積極的に対応して行く必要が高まっています。

平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立（平成 27 年 5 月施行、以下「法」という）し、空き家に関する対策計画の策定や実施が市町村の責務として定められました。同責務を果たすためには、まず空き家の状況を的確に把握することが前提として必要であり、同法においても、空き家に関する情報の把握及びデータベースの整備が市町村の努力義務として義務づけられています。

こうしたなか、本計画は、本町において、住民が安全・安心して暮らせる良好な住環境を目指して、法第 6 条に基づき、基本的な方針や取り組みを示すものとして策定します。

(2) 比布町の状況

本町は、上川盆地の北東部にあり、道北の中心部旭川市のほか、愛別町、当麻町、和寒町、士別市に隣接しています。総面積は 86.90 平方キロメートルで、町の約半分は山林ですが、そのほかはおおむね平坦なまとまりの良い地勢で、石狩川、比布川、蘭留川、比布ウップツ川などの流域一帯に、上川地方有数の米生産地が形成されています。

気候は、上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暖の差が大きく、7 月中旬から 8 月上旬にかけては摂氏 30 度を超える日が続き、1 月から 2 月にかけては氷点下 25 度以下に下がることもあります。5 月から 9 月にかけての農耕期の平均気温は、摂氏 16 度程度で、水稻の主産地形成を容易にしています。

道内でも積雪地帯といえる本町は、11 月下旬に根雪となり、平年は平地で 1 メートル程度の積雪となって、4 月中旬に融雪期を迎えます。

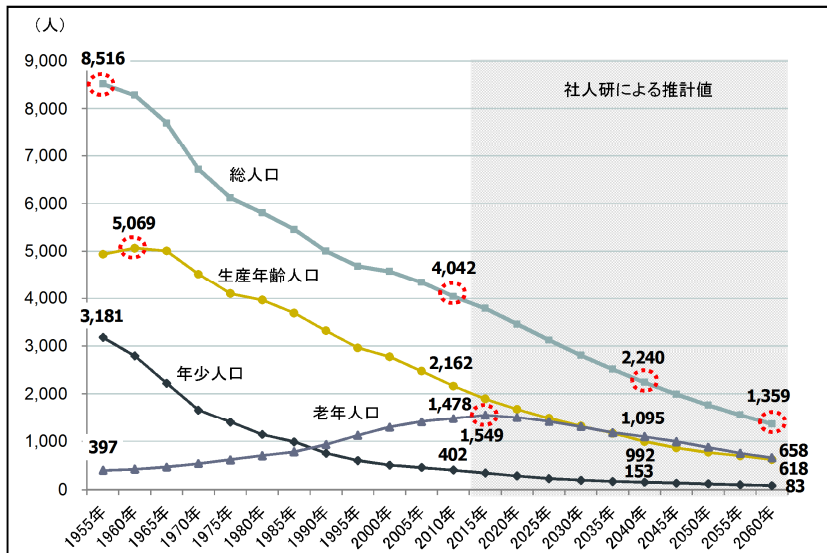
本町は、北海道における主要な稲作地帯であり、生産基盤の整備を図りながら、収益性の高い施設野菜等の振興など、農業経営の安定と生産の拡大に努めています。一方、商工業では、後継者不足や購買力の町外流出が多く、商店街では空店舗や空き地が多く見られます。

(3) 本町の人口・高齢化率の推移等

本町の人口の推移・将来予測をみると、昭和30年以降の総人口は、昭和30年の8,516人をピークに減少傾向にあり、平成29年2月時点では3,810人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年(平成52年)時点では2,240人となり、さらに、2060年(平成72年)には1,359人となり、2010年(平成22年)の33.6%にまで減少すると推計されています。

また、年齢3区分別の人口の推移をみると、生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)は、総人口のピーク後の1960年(昭和35年)がピークとなり、その後、減少傾向にある。年少人口(0歳以上15歳未満の人口)は、総じて減少傾向にあります。一方、老年人口(65歳以上の人口)は一貫した増加傾向にありますが、2015年(平成27年)以降は漸減傾向になることが推計されています。

図表 比布町の総人口、年齢3区分別人口の推移



(資料：比布町人口ビジョン)

(4) 本計画の位置付け

本計画は、空家法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、空き家対策を効果的かつ効率的に推進するために、国が定めた基本指針に即し、かつ本町の実情に合わせた計画として策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、町で策定している「第11次比布町まちづくり計画」等を上位計画として、「比布町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連する町の政策や計画等との連携・整合を図ります。

(5) 対象とする地区

実態調査の結果から、本町では、中心部だけでなく、郊外部においても管理の状態が不良な空き家が散在しており、空き家等対策の必要性が認められます。このような現状を鑑み、本町における空き家等に関する対策の対象とする地区は、町内全域とします。

(6) 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度 (2017 年度) から平成 33 年度 (2021 年度) の 5 年間とし、社会情勢の変化や本町における空き家の状況変化等を踏まえ、必要に応じて見直し等を検討します。

(7) 対象とする空き家の種類

対策の対象とする空き家等の種類は、法第 2 条で規定される空家等 (建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地) のうち、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められるものとします。

➤ 空家等 (法第 2 条第 1 項)

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。) をいう。ただし国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

➤ 特定空家等 (法第 2 条第 2 項)

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第二章 町が推進する空き家対策の取り組みについて

全国的に、人口減少や社会構造の変化等によって、住宅需要と供給のアンバランスが生じ、空き家が増加し、景観の悪化や安全の低下など様々な問題を引き起こしています。

本町においても、人口減少や高齢化の進行により、空き家を管理する所有者等の高齢化や、所有者が不明な空き家の増加等によって、管理されないまま放置されてしまう空き家が増加することが懸念されます。

そこで、本町の空き家対策にあたっては、空き家問題に対する町民の理解を醸成し、空き家発生の要因ごとに必要な施策を検討しながら、空き家の発生の予防に努めていきます。

特に、空き家の利活用については、不動産業界団体との連携等による流通化支援を推進し、持続的な空き家増加の抑制を図ります。

また、空き家の適正管理については、所有者等による自発的な適正な管理を促すための周知・啓発や所有者等への情報提供等を検討し、空き家の危険化の予防を行います。

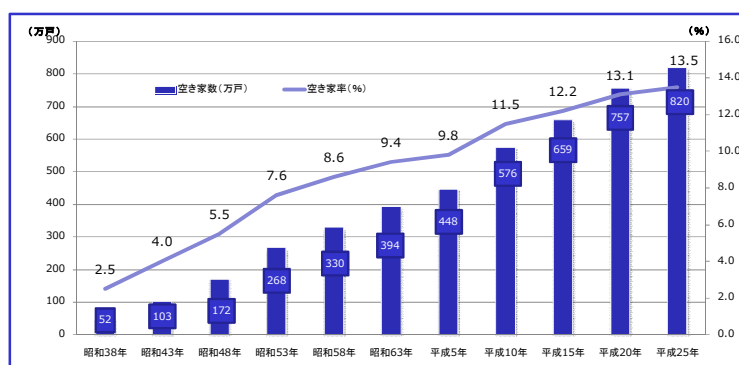
また、周辺に悪影響を及ぼす危険な空き家（「特定空家等」）についての対応の検討を行っています。

第三章 空き家の状況と課題

(1) 全国及び道内の空き家の状況

総務省統計局により5年ごとに全国的に行われる「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家率の推移は、年々増加傾向にあります。

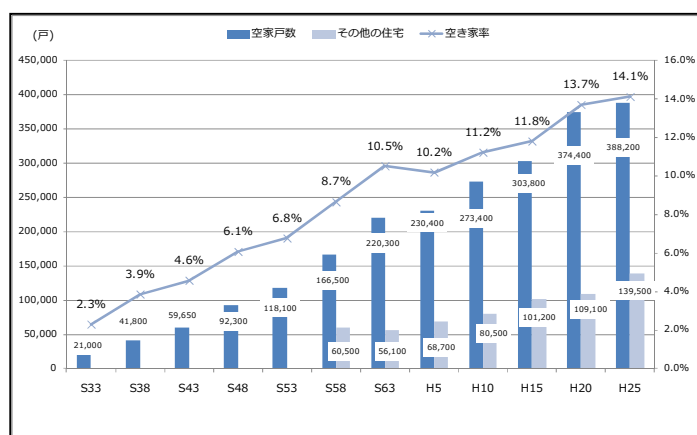
図表 全国の空き家率の推移（住宅・土地統計調査）



北海道の空き家率の推移も年々増加傾向にあり、道内の集計では、市場に流通していない「その他の住宅」※では、約61%が木造一戸建てとなっています。

そのうち、主要な構造部分等に腐朽・破損があるものが約36%となっており、賃貸・売却用住宅(24%)に比べて高い割合になっていることから、市場に流通していない(できない)空き家では、管理の状態が不十分になる傾向が読み取れます。

図表 道内の空き家率の推移（住宅・土地統計調査）



※「その他の住宅」とは、住宅・土地統計調査における空き家の区分の一つで、別荘や賃貸・売却用の住宅以外の人が住んでいない住宅とされています。例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替え等のために取り壊すことになっている住宅をいいます。

(2) 町内の空き家の状況

本計画の策定にあたり、町では平成28年度に町内の空き家の数や状態、分布状況等の現地調査を行い、その後、空き家の所有者等に対して、今後の意向等をアンケート方式で意向調査を行いました。

① 現地調査について

町内に存する建築物を対象に、空き家の候補とされた76件について、公道からの外観目視による空き家の状況調査を行いました。調査にあたっては、空き家か否かの外観からの判断に加えて、建物の傾きや外壁、屋根、附属物（アンテナ等）などの破損状況や庭の状況等について、建物と敷地の管理の状態等の把握を行い、管理不良な空き家が周辺に悪影響を与えているかどうかの調査を行いました。

● 町内の空き家件数

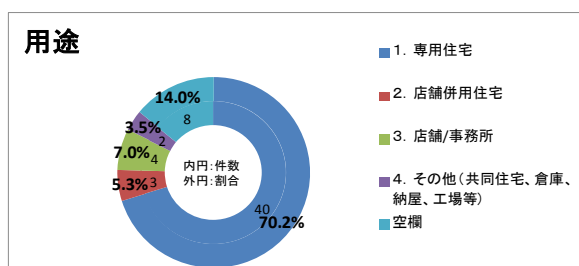
空き家と推定される建物は、町全体で57件が確認されました。

● 用途別・構造別・階数別の空き家の状況

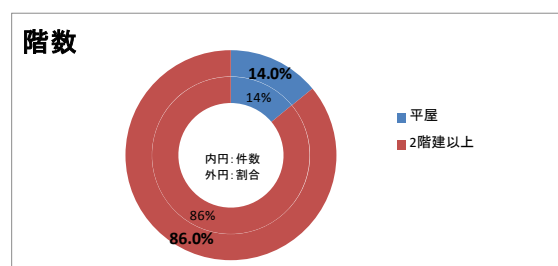
用途別・構造・階数別に内訳をみると、用途では戸建専用住宅が7割を占めており、その他、店舗併用住宅が3件、店舗・事務所が2件がありました。

また、構造別では、木造が96.5%を占めており、階数別では、2階建が86.0%、平屋建が14.0%となっています。

図表 空き家の用途別件数



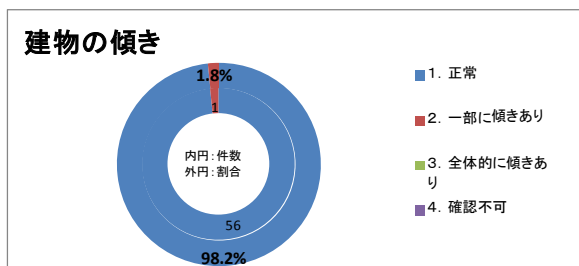
図表 空き家の階数別件数



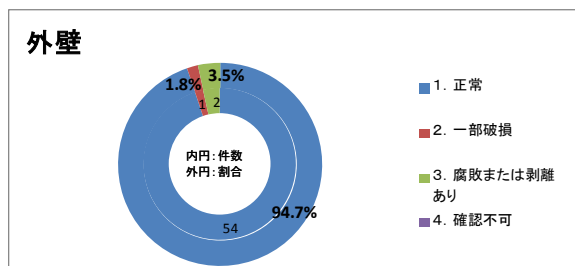
● 建物等の状態別の空き家の状況

建物等の状態別に内訳をみると、建物に傾きがある等、緊急的な対処が必要な空き家は1件で、外壁に破損のある空き家は3件、屋根に破損がある空き家も3件ありました。また、庭の草本の繁茂している空き家は3件、やや繁茂している空き家は22件ありました。

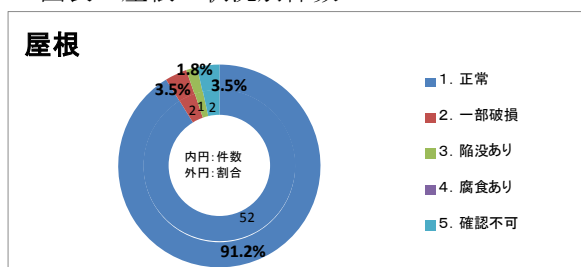
図表 建物の傾き別件数



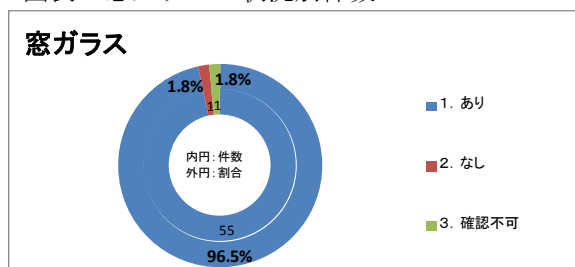
図表 外壁の状況別件数



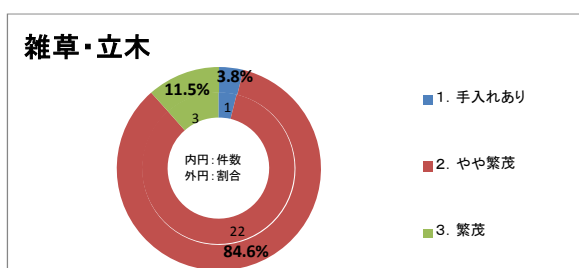
図表 屋根の状況別件数



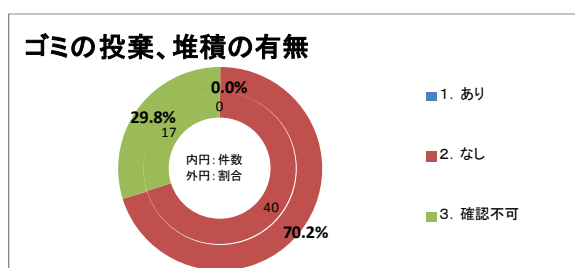
図表 窓ガラスの状況別件数



図表 庭等の状況別件数

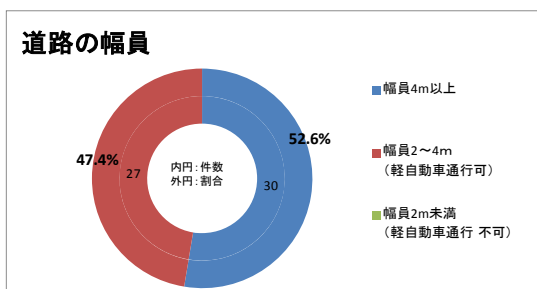


図表 庭のゴミの状況別件数

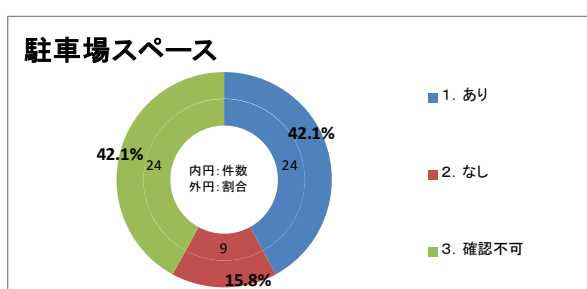


● 道路の幅員、駐車場スペースの状況

図表 道路の幅員の状況別件数



図表 道路の幅員の状況別件数



<現地調査結果のまとめ>

現地調査の結果、建物の倒壊等の危険のある空き家は少数でしたが、草木の繁茂等の敷地に管理の不良により、景観面から問題があると推定される空き家が 25 件程度ありました。

町の空き家対策の方向性として、町の安全と景観の維持のため、危険な空き家の対処とともに、景観上問題がある空き家の対処にも取り組んでいく必要があります。

また、4 割から 5 割程度の空き家は、道路の幅員が狭い、駐車場スペースが確保されない等の状況にありましたが、残りの 6 割から 5 割程度の空き家では、こうした問題は見られませんでした。

② 空き家所有者への意向調査について

現地調査の結果から空き家と推定されるもののうち、所有者等の宛先が確認できた 42 件について、所有者等に対して、調査票の郵送によるアンケート形式の意向調査を行い、17 件の回答がありました（回収率約 50%）。

	票 数
アンケート調査対象物件	42
宛先不明で返送	8
有効対象数	34
有効回答	17
(有効回収率)	50%
未回答数	17

● 回答者の属性

回答者の年齢は、50 代と 60～64 歳の方がそれぞれ 5 人（29.41%）で最も多く、40 代の方が 3 人（17.64%）、75 歳以上の方が 1 人（5.88%）、65～74 歳の方が 3 人（17.64%）で、65 歳以上の高齢者の方は 4 人（23.52%）となっています。

なお、回答者には、空き家所有者本人以外にも、代理人（配偶者・子・兄弟・法人代表者）が回答している場合もありました。

図表 空き家所有者の年齢

	39歳以下	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
人数	0	3	5	5	3	1	17
比率	0%	17.64%	29.41%	29.41%	17.64%	5.88%	

- 建物の状況

建物の使用状況について質問を行ったところ、「空き家」であるとの回答が10件(58.8%)、「自分または親族が使用している」が4件(23.5%)、「解体済・解体予定である」が3件(17.6%)との回答がありました。

なお、「空き家」と回答頂いた方のうち、建物登記が行われている方が5件、未登記の方が5件となっています。また、「空き家」と回答頂いた方のうち、比布町在住の方が3件(うち2件は法人)、旭川市在住の方が5件、札幌市在住の方が2件となっています。

- 空き家の現状

空き家の現状を把握するため、「建築時期」・「空き家の期間」・「空き家の理由」について質問を行い、10件の回答がありました。

「建築時期」については、建築基準法に基づく現行の耐震基準が導入された昭和56年6月1日以前に建築された建物が9件(90%)でした。なお、残り1件は、居住用ではなく、店舗(空き家期間1年未満)となっています。

「空き家の期間」については、「10年以上」が4件(40%)、「5年～10年」が2件(20%)と5年以上空き家になっている建物が60%を超えています。

「空き家の回答」について、「住んでいた人が死亡したため」が4件(40%)、「他所へ転居したため」2件(20%)、「住んでいた人が施設入所、長期入院」1件(10%)となっています。

図表 空き家の築年数

建築時期	昭和45年以前	昭和46年～昭和55年	昭和56年～平成2年	平成3年～平成12年	平成13年以降	不明	合計
件数	4	5	0	0	1	0	10
比率	40%	50%	0%	0%	10%	0%	

図表 空き家の期間

空き家期間	1年未満	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上	不明	合計
件数	1	2	1	2	4	0	10
比率	10%	20%	10%	20%	40%	0%	

図表 空き家の理由

空き家の理由	件数
住んでいた人が死亡したため	4
他所へ転居したため	2
買い手や借り手が見つからないため	2
住んでいた人が施設入所、長期入院したため	1
貸していた人が転居したため	1

現在の建物の状況	件数
すぐに活用可能	2
多少の修繕が必要だが活用可能	5
老朽化や破損により、活用は困難	2
わからない	1

● 空き家の維持・管理

維持・管理の内容※複数選択可	件数
空気の入れ替え	6
建物内や外の清掃	5
立木・雑草の手入れ	6
破損箇所の修繕	2
外部からの点検	3
何も行っていない	1

管理を行っている方	件数
自分自身	10

管理の頻度	件数
月に1回程度	2
2～3か月に1回程度	2
半年に1回程度	1
1年に1回程度	4
ほとんどしていない	1

維持・管理で困っていること※複数選択可	件数
管理方法がわからない	2
現住所から空き家までの距離が遠い（遠方に住んでいる）	3
管理にお金がかかる	2
ご近所間の問題	1
無回答	4
その他（仕事があるので出かける頻度が少なくなる。）	1

● 空き家の今後の活用

空き家の活用希望については、「売りたい、または売ってもよい」との回答が3件で、そのうち2件は「解体したい」に重複回答して頂いています。なお、「売りたい、または売ってもよい」「貸したい、または貸してもよい」に回答頂いた方に対して、「希望価格・家賃」の質問を行いました。そのほか、回答者10名に対して「今後の活用についての相談」についての回答を頂いています。

今後、空家をどのようにされますか	件数
売りたい、または売ってもよい	3
貸したい、または貸してもよい	3
セカンドハウス、物置などとして使用する。	2
解体したい	2
予定がない	2

「貸したい、または貸してもよい」希望家賃	件数
3万円程度	2
25万円程度	1

「売りたい、または売ってもよい」希望価格	件数
60万円程度	1
価格にこだわらない	1
無回答	1

今後の活用について相談事がありますか※複数選択可	件数
愛着があり他人には賃借、売却できない	2
相続等で権利者関係が複数いるため決められない	1
利用予定がないので、どうしたらよいか分からない	1
売りたい又は貸したいが、相手が見つからない	3
解体したいが解体費用がないので解体できない	1
改修費用がないため利活用できない	1
解体して更地になることで固定資産税等が上がるのが心配である	1
その他（土地の管理、売りたいが優先（譲渡）これにより、解体も考えています。）	1
その他（その内 解体する予定）	1

<意向調査結果のまとめ>

- 意向調査の結果、空き家の所有者には高齢の方も多く、また、10年以上の長期にわたって空き家を所有している場合が多い現状が分かりました。長期にわたって空き家になっている場合には、管理の良否によっては老朽化が進行するため、今後、町の空き家対策にあたっては、空き家化の予防や、空き家の適正管理について町民理解を促進することが重要となります。
- 空き家になった理由として、所有者の死亡をあげる回答が多くありました。所有者が死亡し相続等が発生した後、家族が居住することがない場合が多いことが本町の空き家の発生原因の一つと考えられます。
- 空き家の維持管理については、「何も行っていない」との回答は少数で、回答を頂いたほとんどの方は、空気の入れ替えや清掃等の何らかの管理を行っている状況が把握されました。
- 管理を行っている所有者等の方は、「自分自身」との回答が多かったことから、今後、所有者等の高齢等の理由により、維持管理が困難になる空き家が発生することも予想されます。町の空き家対策の課題として、不良な空き家の発生を予防するためにも、民間事業者の活用等の持続的な維持管理の仕組みの検討が必要となります。
- 空き家所有者等の今後の活用希望については、売却・賃貸等を希望される回答件数が半数を占めており、活用を希望される所有者等が多いことが分かりました。一方、活用にあたっての所有者等の相談事としては、「売却・賃貸の希望はあるものの、相手が見つからない」との回答が最も多くなりました。
- 本町の空き家対策の方向性として、利活用の希望のある空き家の所有者等と、空き家を需要される方とのマッチングの促進が必要となります。

(3) 町の空き家の課題

空き家対策にあたっては、まず、空き家や管理不全な空き家が発生する要因や背景等を整理し、町の空き家対策の課題を明らかにして、それぞれの課題に対して有効な施策を行うことが必要です。

実態調査の結果、明らかになった本町における空き家対策の課題と必要な施策の方針を「適正管理」と「利活用」の観点から整理すると、以下のようなことがあげられます。

【適正管理】

- 現地調査の結果、倒壊等の危険等があると推定される空き家は現状では少ないものの、草木の繁茂等の敷地を含めた適正管理が必要と推定される空き家は比較的多く見られました。
- 建物の倒壊等の危険も含めて、管理不良な空き家の件数は、潜在的には今後さらに増えると予想されることから、現在の空き家の所有者等に対して必要な修繕等の措置を促すとともに、町民に対して住宅等の適切な管理に関する意識の涵養・啓発等が求められます。
- 空き家の維持管理・除却等・利活用等にあたっては、所有者の高齢化や、所有者等管理能力・ノウハウの不足等が懸念されることから、相談窓口の設置や関連業者の紹介等を通じた適切な情報提供等が求められます。

【利活用】

- 売却・賃貸等の利活用を希望する所有者も相当数あることから、流通の促進・市場とのマッチングが課題となります。
- 住宅需要の停滞が予想されることから、不動産業者との連携による情報提供等の空き家の流通化支援・需要の喚起等について検討が必要となります。

第四章 町の空き家の施策

(1) 空き家等の適切な管理の促進に関する事項

① 相談体制の整備

空き家等は、法第3条において「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者自らが適切に管理することが原則です。しかしながら、空き家等に関する問題は、建物の老朽化による倒壊の危険や草木の繁茂、相続の複雑化など多種多様なものが存在するため、所有者等が空き家等の適切な管理を行うに当たって、どこに相談や依頼をすればよいのか分からないといったことも考えられます。

そこで、町では空き家等に対する総合窓口を設けるとともに、関係する不動産事業者団体等と連携した相談体制を整備し、空き家等の所有者等による適切な管理を支援します。

② 町が実施する対策

空き家は所有者自らが適切に管理することが原則ですが、経済的な事情や、遠方に居住しているため空き家の状況を把握していないなどの理由により、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。そのような場合においては、町において以下の対策を講ずることで空き家の問題解決を図ります。

○予防対策（所有者等による管理意識の啓発・住み替え支援策等）

空き家は、放置された建物の老朽化や草木の繁茂が進むほど、除却等に要するコストが増大し、また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。

そのため、所有者等への空き家のリスクに関する意識啓発を目的とした情報提供や、利活用可能な空き家の流通化支援制度の確立に努め、今後、危険な空き家の発生予防策を推進します。

○実施対策〔行政指導等、代執行〕

「特定空家等」は、防災、衛生、景観などのさまざまな面において周辺的生活環境に悪影響を生じさせます。そのような空き家の所有者等に対しては、法に則した所定の措置を講ずることで、「特定空家等」の解消に努めます。また、危険度の高い「特定空家等」については、危険の排除と公費負担を行う公益性、公平性について十分な検討をしたうえで、行政代執行による解決を図ることとします。

(2) 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空き家の利活用については、所有者等に売買・賃貸等の利活用の意欲を喚起するとともに、新たな需要を発掘したり、需要と供給のミスマッチを解消する必要があります。

町では、以下の施策により、空き家の利活用を推進していきます。

① 空き家と需要者のマッチングの促進

本町では、隣接する旭川市の宅建業界団体との協定を結んでおり、利活用可能な空き家の流通促進を、公民協働の取り組みによって進めています。

また、現在、北海道では、道内自治体で一元化した空き家バンクサイト（※）の構築・運営を行っており、所有者等の今後の意向を確認しながら、北海道空き家バンクへの登録の紹介も検討していきます。

（※）空き家バンクとは、空き家の所有者と利用希望者のマッチングを行う仕組みです。民間不動産事業者が運営する、売り物件・貸し物件の掲載サイトと似ていますが一般の不動産流通に乗りにくい物件について積極的に登録を促し、需要者の方を幅広く発掘し、マッチングを推進する仕組みです。

② 空き家有効活用の方針の検討

町では、様々な空き家の用途・ニーズを発掘し、国の空き家活用に関する補助金等を活用しながら、移住定住促進をはじめ、地域の活性化に繋がる地域の特性に即した空き家の有効活用について積極的に検討を行い、推進していきます。

(3) 特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項

管理不良な空き家等に対する対策の一環として、「特定空家等」の対策が位置づけられるため、ガイドラインの考え方に則して、「特定空家等」に該当すると考えられる場合にあっては、直ちに法第9条第2項に基づく立入調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続を開始するのではなく、把握した当該特定空家等の所有者等の事情を勘案し、具体の対応策を検討します。

一方で、危険が切迫している等周辺的生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、市町村長は所定の手続を経て、法第14条の勧告・命令又は代執行に係る措置を迅速に講ずる必要があることから、現地調査の結果によって把握された管理不良度の高い空き家等に対しては、判断基準及び法第14条の手続きに則し、迅速な措置を行うことを検討します。

【特定空家等を判断する際の考え方】

「特定空家等」は、法第2条第2項において、

- ①そのまま放置すれば倒壊等、保安上著しく危険となるおそれのある状態
 - ②衛生上、著しく有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 以上の状態にあると認められる空き家等とされています。

町では、空き家等が上記の状態であると認められる場合に、「特定空家等」の判断を迅速かつ効果的に実施するため、平成28年度に実態調査によって適切な管理が行われていない空き家等の状況を把握しました。

現在、北海道では市町村が「特定空家等」の判断を行うための参考資料として、「市町村による特定空家の判断の手引き」を作成しており、今後、町では、北海道の基準等の整合性に留意しながら、「特定空家等」の判断基準を作成し、具体的な措置の検討を進めていきます。

(4) 空き家対策の実施体制に関する事項

空き家の課題は多岐にわたるため、町では、周辺住民や空き家等の所有者等から寄せられる空き家に関する相談・要望・苦情に対して、庁内各課における横断的な役割分担と情報共有を図るための実施体制を整えていきます。

また、空き家化の予防、適正管理の推進、利活用の促進にあたっては、地域の自治会をはじめ、不動産、法務、建築、金融等の各種専門家団体・事業者等との協力体制を構築し、連携して進めていくことが効果的です。

町単独では、連携が可能な専門家・事業者等が限られてしまうため、本町の空き家対策においては、隣接する旭川市の宅建業界団体等との協定に基づき、空き家の利活用の促進に向けた取り組みを行って行きます。

また、そのほかにも町内外の各種専門家団体・民間事業者等との連携・協力を模索しながら、効果的な空き家対策の推進体制の構築を検討していきます。